

保証制度のポイント

税理士会連携保証(ショートサポート3000・ロングサポート3000)

1 保証対象者

【共通】

県内に事業所を有する下記のすべての要件を満たす中小企業者

2 資格要件

【共通】

- (1)保証対象業種に属する事業を1年以上継続して営むもの。
- (2)四国税理士会に所属している税理士と顧問契約を締結して以後1年以上経過していること。
- (3)顧問税理士により推薦状が発行されていること。

ココをチェック!!

顧問税理士の推薦に基づく適切な保証を行うことにより、持続的成長を支援します。

3 保証限度額

【共通】

3,000万円(ショートサポート3000・ロングサポート3000の両制度を合算して3,000万円以内)
※ただし、運転資金については月商の2か月以内。

4 資金使途

【税理士会連携保証(ショートサポート3000)】

運転資金(短期恒常資金)

ココをチェック!!

短期恒常資金の利用により、月々の約定返済負担を軽減できます。

【税理士会連携保証(ロングサポート3000)】

運転資金・設備資金

ココをチェック!!

15年の長期間でのご利用が可能です。

5 保証期間

【税理士会連携保証(ショートサポート3000)】

1年以内

【税理士会連携保証(ロングサポート3000)】

15年以内(据置期間含む)

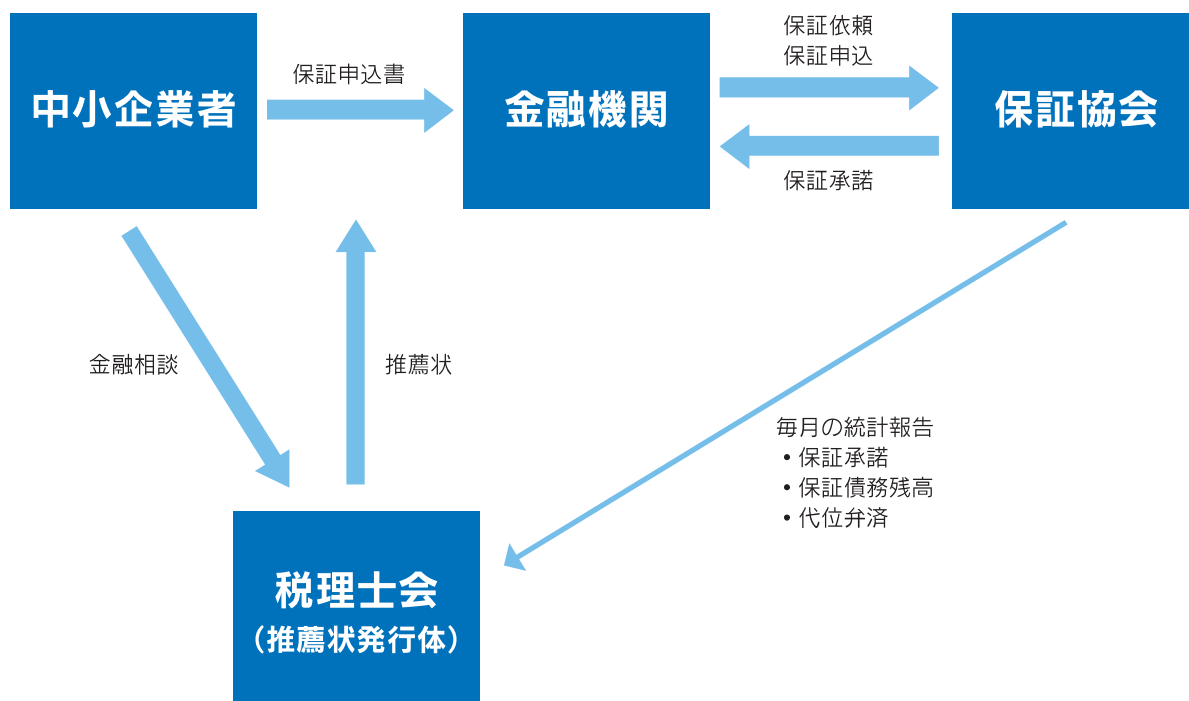
※据置期間:運転6か月以内・設備1年以内

(ただし、一括返済の場合は1年以内)

6 その他

両制度の特徴を活かして最適な資金調達を選択できます。

〈事務フロー〉



【推薦状の様式】

(様式M65)

税理士会連携保証 (ショートサポート3000) に係る推薦状
税理士会連携保証 (ロングサポート3000) に係る推薦状

愛媛県信用保証協会 殿
() 殿

申 込 者	法人名 又は 商号		
	代表者名		
	住所		
申込金額	千円	商 品 種 別	<input type="checkbox"/> 税理士会連携保証 (ショートサポート) <input type="checkbox"/> 税理士会連携保証 (ロングサポート)

上記の申込人は、愛媛県信用保証協会の保証対象の中小企業者であり、以下の要件を具備しており、当該保証の利用を推薦します。

記

- 創業もしくは法人設立後1年以上経過している。
- 申込人 (顧問先) と顧問契約後1年以上経過している。
- 申込人 (顧問先) について定期的に監査・指導を行っている。
- 申込人 (顧問先) より貴協会からの経営状態や財務内容に係る照会についての回答を行うことについて、同意を得ている。
- 中小企業の会計に関する指針又は基本要領に則り決算書の作成を行っている。
- 金融機関借入金 (保証付き含む) が条件変更等による返済緩和を実施していない。
- 今後も持続的な経営が期待できる。

※ □にチェックをお願いします。

西暦 年 月 日
推薦人 税理士・税理士法人 (登録番号:)
電話番号
住 所
氏 名 印

※本状の有効期限は 60 日となります。